

危機管理マニュアル

- 1 不審者対策**
- 2 消防計画**
- 3 自然災害の対応**
- 4 傷病者発生時の対応**
- 5 馬路小学校防災組織（災害時）**
- 6 学校における食中毒発生時の連絡体制**
- 7 ミサイルへの対応**

馬路村立馬路小学校

1 不審者対策（児童の安全と学校の安全管理）

1. 日常の安全確保

<職員の共通理解と校内体制>

①児童の安全確保に関し、職員会議で取り上げるなどして、児童の安全確保に努める。

<来訪者の確認>

①学校への来訪者の入口を明示し、外部からの出入りの確認を行う。

②職員室からの来訪者の確認ができるように、職員室の見通しを良くする。

<不審者情報に係る関係機関との連携>

①警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっておく。

②馬路中学校や中芸少年育成センターと連携し、情報を提供し合う。

<始業前や放課後における安全確保>

①できるだけ児童の登校に合わせて、

②放課後は、速やかに下校するように指導する。

<登下校時における安全確保>

①児童に対して定められた通路を通過して下校するように指導する。

②通学路において、人通りが少ないなど、児童が注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、注意を喚起する。

③登下校の万一の場合の交番や「こども110番の家」への緊急避難の場所を周知する。

子どもを被害等から守る「こども110番の家」

子どもが事件、事故及び災害の被害に遭遇するおそれのあるとき又は遭遇したときの一時的な緊急避難場所

朝日出地区	
日浦地区	(有)岩城組 馬路温泉
影地区	岡野石油店 南商店
相名地区	
中ノ川地区	
東川地区	(株)エコアス馬路村

「こども110番の家」には、アンパンマンのイラストの丸いステッカーを貼っています。

<学校開放時の安全管理>

①学校開放の原則

【校舎の開放】

*校舎を使用する場合は、責任を明確にし、原則として管理職の立ち会いのもとに開放する。

【グラウンドや遊具等の開放】

*日常的に開放するが、使用する場合の安全確保について児童への指導を徹底する。

<学校施設面における安全確保>

①下校時に玄関、職員室、教室等の施錠を確実にを行うと共に、出入り口等の破損や鍵の状況について日常的に点検し、補修を行う。

②玄関の外灯は、下校時に点灯し、児童の安全確保を行う。

2. 緊急時の安全確保

<不審者情報がある場合の連絡等の体制>

- ①関係機関（教育委員会、馬路村駐在、中芸育成センター等）から不審者情報が入ったときは、速やかに全教職員に周知し、児童に対する適切な指導を行う。
- ②特に、村内に不審者が立ち入った場合は、村内放送の活用や以下の手立てを行い、児童の安全確保に努める。
 - *登下校の方法 保護者又は教師が引率して集団登下校等
 - *巡回等 P T Aや保護者、警察のパトロール等を要請

<不審者の立ち入りなどの緊急時の体制>

- ①児童への注意喚起、避難誘導などの安全確保に努めるとともに、直ちに校長又は教頭に情報を伝達する。（非常時の場合は、児童の避難を最優先に行う。）
- ②校長又は教頭は、緊急放送等で児童及び教職員に適切な指示を行い、併せて警察（110番）及び関係機関に連絡する。
- ③児童の安全確認後の措置・対応は、校内緊急体制に準じて行う。
- ④不審者には、できるだけ複数で対応するようにし、状況に応じて応援要請や110番通報を行う。

[110番通報の手順]

①学校名→ ②通報者名→ ③状況説明→ ④学校住所、電話番号・・・の順で

3. 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

<家庭への働きかけ>

- 子どもが犯罪や事故の被害から自分を守るため、注意すべきことを家庭で話し合うよう働きかける。

<地域への働きかけ>

- 子どもと地域の人々との結びつきを深めるための声かけ等を働きかける。

2

消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この消防計画は、消防法第8条第1項に基づき、馬路村立馬路小学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害による被害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は当建物に勤務し若しくは居住し、又は出入りするすべての者に適用するものとする。

(管理権原者の権限と業務)

第3条 管理権原者は、防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- (1) 管理権原者は、管理監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (2) 管理権原者は、防火管理者に必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火上の不備や消防用設備等の不備が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、この計画に基づく一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更
- (2) 通報、避難、消火等の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び立ち会い
- (5) 火気の使用の制限・禁止又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 従業員に対する防災教育の実施
- (8) 管理権原者に対する助言及び報告
- (9) その他防火管理上必要な事項

(消防機関への報告等)

第5条 防火管理者は、防火管理業務の適正をはかるため、常に消防署と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
- (2) 消防計画作成（変更）届出
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告（3年に1回）
- (4) 消防訓練実施届の提出
- (5) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第6条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を予防管理組織編成表《別添1》のとおり定める。

(消防用設備等の点検報告)

第7条 防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、消防用設備等点検基準表《別添2》により法定点検を実施し、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに3年に1回中芸消防長に報告しなければならない。

(自主検査)

第8条 防火管理者及び火元責任者は、建築物、火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の維持管

理を図るため、自主検査票《別添3》に基づき、自主検査を1年に2回（8月・3月）実施し、その結果を記録、保存する。

（不備欠陥等の整備）

第9条 防火管理者は、点検、検査の結果、不備欠陥を認めるときは、早急にその是正を図らなければならない。

（防火対象物の定期点検）※該当する場合のみ

第10条 防火対象物の点検義務がある場合は、点検の資格を有する者により点検を実施し、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに3年に1回中芸消防長に報告しなければならない。

（火災予防、避難管理上の遵守事項）

第11条 火災予防及び避難施設等の維持管理のため、すべての者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用前、使用後には必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。
- (2) 敷地内は禁煙とし、喫煙場所は設置しないこと。
- (3) 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かないこと。
- (4) 非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。
- (5) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (6) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。
- (7) 当建物で工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者の指示を受けること。

第3章 自衛消防活動

（組織と任務）

第12条 火災、地震、その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるために自衛消防組織を自衛消防組織編成表《別添4》のとおり定める。

（夜間、休日における活動体制）

第13条 就業時間外に火災、地震、その他の災害が発生した場合は、現場にいる最高責任者の指示に従い、それぞれの任務につくものとする。

2 教職員は連絡網等により、すみやかに参集するものとする。

（自衛消防活動）

第14条 火災等の災害が発生した場合は、自衛消防組織編成表に定める任務分担及び消防用設備等の配置図及び避難経路図《別添5》に基づき、行動するものとする。

第4章 地震対策

（震災予防措置）

第15条 地震災害の予防措置は、第2章に定めるほか、次の事項を行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具の使用停止および転倒防止
- (3) 危険物類の漏洩、転倒等の防止措置
- (4) 掲示物等の転倒、落下措置
- (5) 初期消火用水の確保
- (6) 非常持出品の準備

（地震時の活動）

第16条 地震時の活動は、第3章に定めるほか、次の事項について行うものとする。

- (1) 出火防止の措置
火元責任者は、担当区域の火気使用設備器具の使用停止を行うとともに、その確認を行う。
- (2) 情報の収集

通報連絡班は、周辺の被災状況を把握するとともに、情報を積極的に収集し、その対応措置を講ずる。

(3) 消火活動

ア 消火班は、災害発生場所の状況を把握し、施設等の消火活動に当る。

イ 火災の発生もなくその他の被害も少ない場合で、周辺に火災が発生している場合は、自衛消防隊長の命令により消火活動に協力する。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導班は、児童生徒及び教職員等を第1次避難場所である馬路村民グラウンドへ誘導する。

イ さらに、防災機関からの指示又は自衛消防隊長の判断により、指定避難場所である馬路体育館に誘導する。

ウ 避難路及び指定避難場所は、消防用設備等の配置図及び避難経路図《別添5》指定避難場所への経路図《別添6》によるものとする。

第5章 教育・訓練

(防災教育)

第17条 防火管理者は、教職員に対する防災教育を定期的に（5月、1月）次の基本事項に基づき行うものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底及び従業員の任務について
- (2) 火災予防上の遵守事項について
- (3) 発災時の周知要領及び避難誘導用量について
- (4) 消防用設備等の機能及び取扱要領について

(消防訓練)

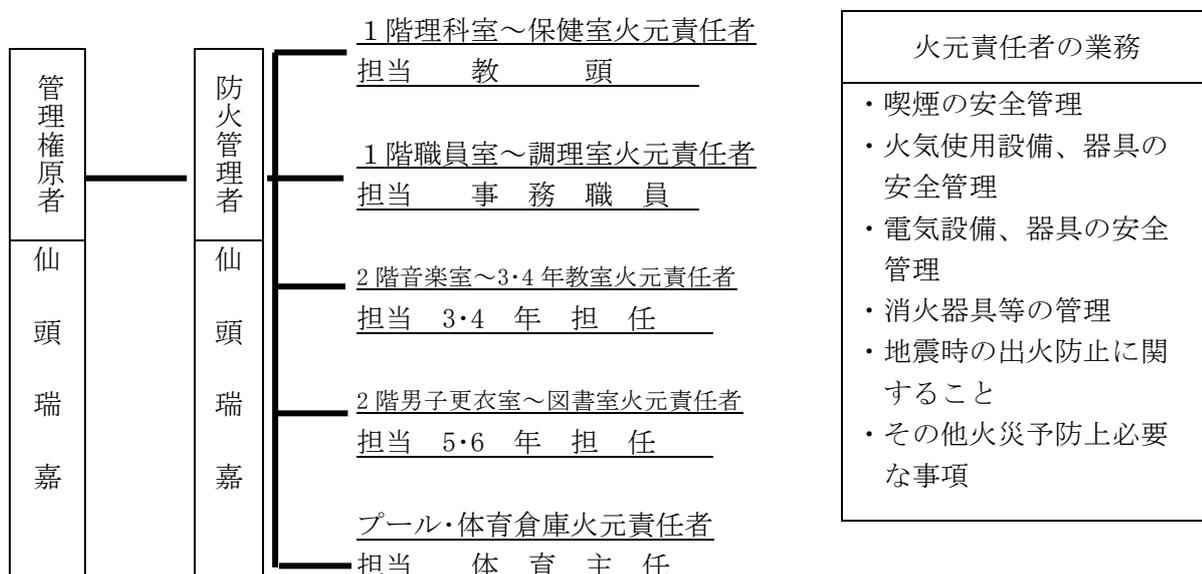
第18条 防火管理者は、火災、地震、その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため通報、消火、避難誘導等の訓練を年3回以上実施するものとする。

2 防火管理者は、訓練実施日の3日前までに『消防訓練実施計画届』を中芸消防署長（該当の場合）に届出する。

付則

この計画は、令和3年4月1日から施行する。

予防管理組織編成表



- | |
|--|
| 火元責任者の業務 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・喫煙の安全管理 ・火気使用設備、器具の安全管理 ・電気設備、器具の安全管理 ・消火器具等の管理 ・地震時の出火防止に関すること ・その他火災予防上必要な事項 |

消防用設備等点検基準表

消防用設備等	機器点検	総合点検	点検員（業者名等）
消火器 非常警報設備 自動火災報知設備 誘導灯 避難器具	6箇月に1回 8月 3月	1年に1回 3月	業者名 株式会社藤島 電話番号 088-865-2706 立合者 校長 仙頭瑞嘉

自主検査票

管理権原者	仙頭 瑞嘉	㊟
防火管理者	仙頭 瑞嘉	㊟
検査担当者		㊟

検査日 年 月 日

判定欄の記号 ○印 良い ×印 不良 ⊗印 改修済

区	分	検査内容	判定
建築物	周囲等	可燃物が放置されていないか。	
		避難上、消火活動上有効な通路が確保されているか。	
	防火区画 階段・廊下 非常口	防火シャッター・防火扉はスムーズに開閉するか。	
		避難を妨げる物品等はないか。	
		非常口は、容易に開閉できるか。	
	消火設備	消火器	階ごとに適正な位置に配置されているか。
外観に異常はないか。			
標識は脱落していないか。			
屋内消火栓設備		扉の開閉、操作を妨げる物品等はないか。	
		外観に異常はないか。	
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか。	
		ポンプ室は整理され可燃物はないか。	
警報設備	自動火災 報知設備	間仕切変更等による感知器の未警戒部分はないか。	
		発信機の周辺に障害物はないか。	
		表示灯は点灯し、容易に確認できるか。	
		警戒区域一覧図はあるか。	
	非常警報設備 (非常放送設備)	ベル・放送の音量は十分か。	
		周辺に障害物はないか。	
		放送設備の階選択・一斉放送等の操作機能は正常か。	
		表示灯は正常に点灯するか。	
		警戒区域図はあるか。	
避難設備	避難器具	操作場所及び降下場所の周囲に十分空間がとられているか。	
		操作場所の窓は容易に開放できるか。	
		降下空間の途中に看板等の障害物はないか。	

	誘導灯 誘導標識	標識・パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか。	
		非常電源に異常はないか。	
		照明器具・装飾品等で見えにくくなっていないか。	
消防隊 使用設備	連送水 結管	各階の放水口のバルブから漏水していないか。	
		扉の開閉を妨げる物品等はないか。	
		送水口付近に障害がなく、基準階図があるか。	
	消防隊 進入口	外部から容易に進入口を確認できるか。	
		外部から容易に開放できるか。	
		進入口の周囲に物品等はないか。	
その他	危険物	施設は適正に維持管理されているか。	
		許可(届出)された品名、数量が守られているか。	
		係員以外の者がみだりに出入りしていないか。	
		危険物取扱者による取扱い又は立会いが行われているか。	
		みだりに火気が使用されていないか。	
	火気管理	喫煙場所は適正か、吸殻の処理は確実か。	
		電気・ガス器具等の近くに可燃物はないか。	
		ガスホース、電気コード等に異常はないか。	
		厨房ダクトの清掃はされているか。	
		焼却炉の構造及び火の始末はよいか。	
	防災物品	カーテン・じゅうたん等は防災物品であり、表示はあるか。	
	その他		

※ 該当設備に応じて、票を作成して下さい。

自衛消防組織編成表

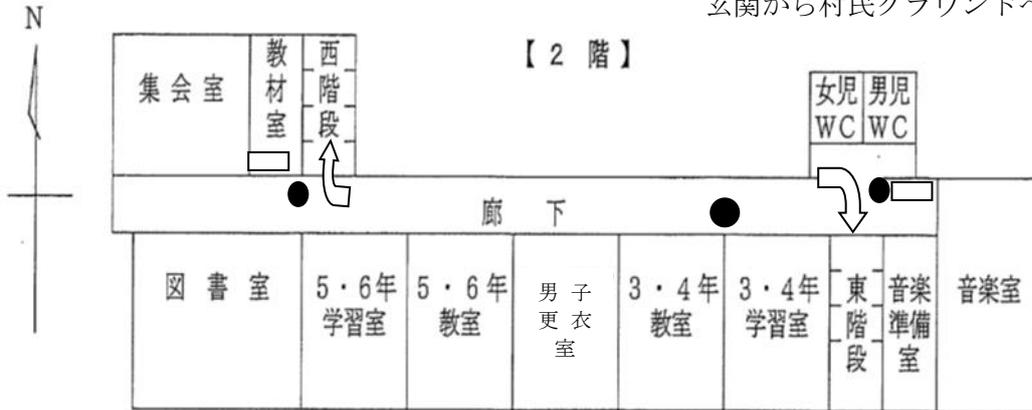
自衛消防隊 隊長	職 氏名	校長 仙頭 瑞嘉
自衛消防隊 副隊長	職 氏名	教頭 松澤 留美

任 務 内 容	隊 員
<p>○ 通報連絡班</p> <p>消防機関への通報 従業員・来場者への報知</p> <p>消防隊への情報提供</p>	教頭
<p>○ 消火班</p> <p>消火器及び消火栓を用いて初期消火を行う。</p>	<p>【班長】事務職員</p> <p>【班員】用務員</p> <p>【班員】学習支援員</p>
<p>○ 避難誘導班</p> <p>非常口を開放して、来場者等の避難誘導及び人員の確認を行う。</p> <p>要救助者の救助</p>	各学級担任
<p>○ 救護班</p> <p>負傷者の応急救護にあたる。</p>	<p>【班長】養護教諭</p> <p>【班員】栄養教諭</p>

消防用設備等の配置図及び避難経路図

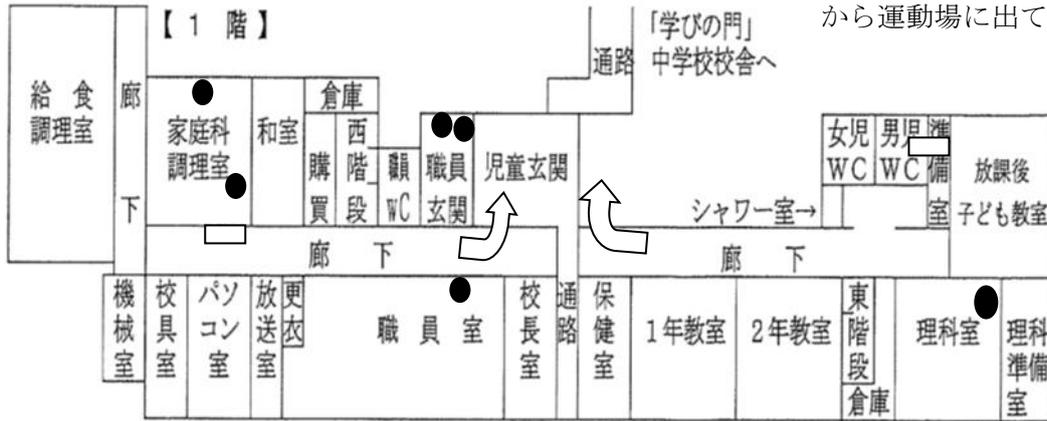


2階（東階段又は西階段を通過して、児童玄関から村民グラウンドへ）



村民グラウンドへ

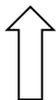
1階（児童玄関又は教室運動場出入り口から運動場に出て、村民グラウンドへ）



運動場

村民グラウンドへ

プール

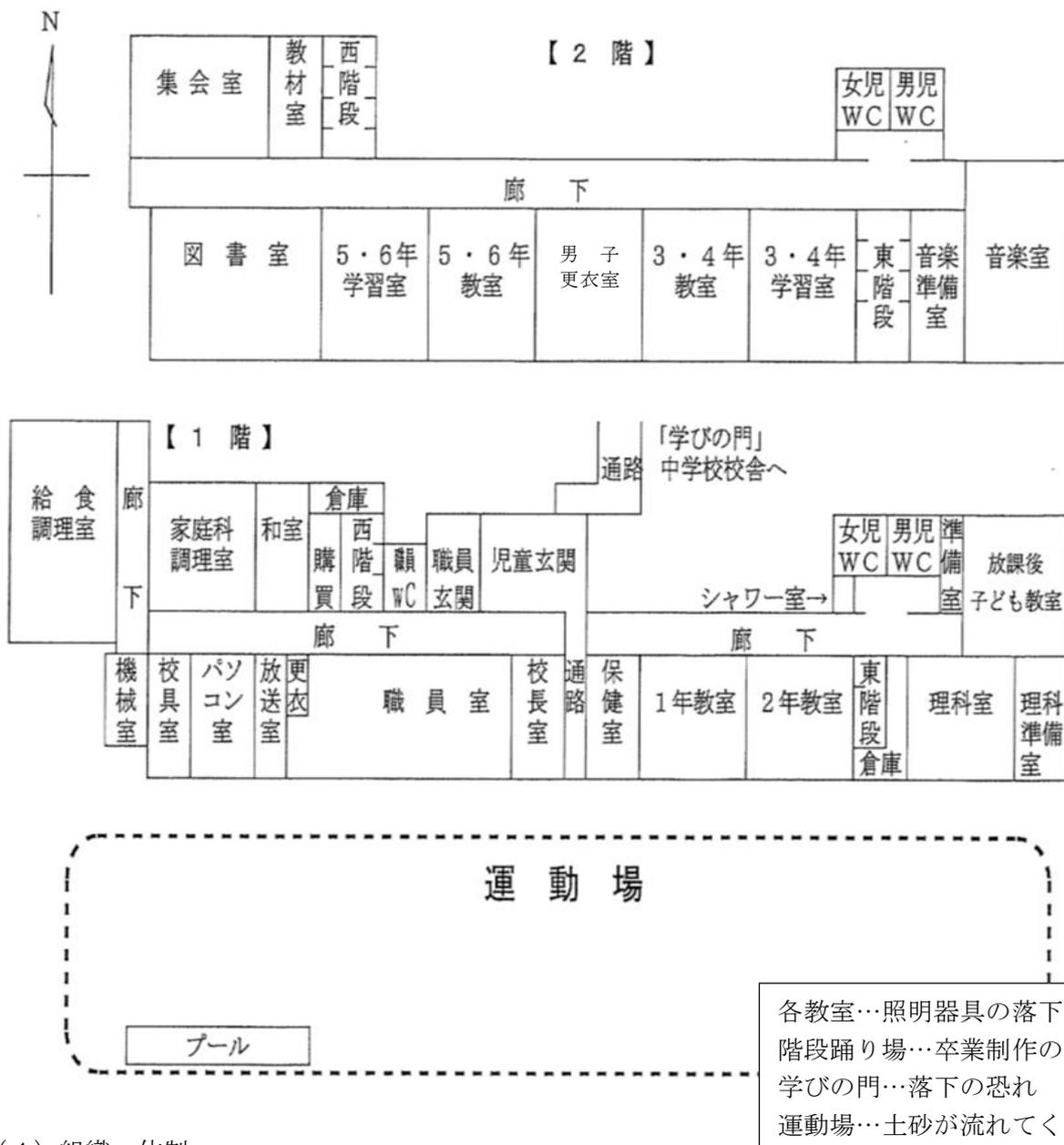


指定避難場所への経路図



第1避難場所の村民グラウンドから、徒歩で指定避難場所の馬路体育館へ避難する。

【校舎内の地震発生時に危険が予測される箇所】



(4) 組織・体制

①災害発生時の指揮命令者

1 校長 (仙頭) 2 教頭 (松澤) 3 事務 (下村) 4 教務主任 (小松) 5 人権教育主任 (山下)

②学校災害対策本部

名称	担当	主な対応
総括本部	校長	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況を把握し、避難の実施方法を決定 避難経路の安全性を確認後、避難の指示 二次災害の情報収集、非常持ち出し品の搬出 教育委員会等の関係機関への連絡
	教頭	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭等による救護班の組織 地域防災関係機関との連携 (消防団等) 施設の被害状況調査、安全確認 危険箇所の立ち入り禁止措置 (二次被害防止) 各教室、体育館、トイレ等の残留児童の確認

避難誘導	学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全を確認し、児童への的確な指示（押さない、走らない、しゃべらない、戻らない）等 ・児童の負傷の有無、負傷の程度、避難時の安全性の確認 ・二次災害の防止活動
救護	養護教諭等	<ul style="list-style-type: none"> ・応急処置、手当、要救護者の確認及び負傷者の応急処置 ・避難時の安全性の確認 ・負傷の程度を本部に報告 ・避難場所での名簿による人数、安否確認 ・負傷者の状況確認
連絡	職員室職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・分担して各教室に急行し、授業担当教員から児童の状況の聞き取り ・避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告 ・養護教諭と協力して、負傷者の搬出及び応急手当 ・分担して各教室、体育館、トイレ等の残留児童の確認

③夜間の災害時における参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
【第1配備】 警戒体制	津波注意報が発表	・津波、浸水が想定される学校等においては、管理職を含め校長が指定する教職員を配備するが、本校は津波浸水の想定がないため、配備なし。
【第2配備】 嚴重警戒体制 ・必要に応じ 災害対策本部設置	震度4の地震が発生	・管理職を含め、校長が指定する教職員（1名）を配備（松澤）
	津波警報が発表	・津波、浸水が想定される学校等においては、管理職を含め校長が指定する教職員を配備するが、本校は津波浸水の想定がないため、配備なし。
【第3配備】 ・学校等災害 対策本部設置	震度5弱の地震が発生	・管理職を含め、校長が指定する教職員の5割以上を配備（松澤・大崎・下村・西浦）
	震度5強の地震が発生	・原則として教職員の全員を配備 ※勤務校（先）への参集が不可能な場合は、最寄りの県立または市町村立学校へ。
	大津波警報が発表	同上

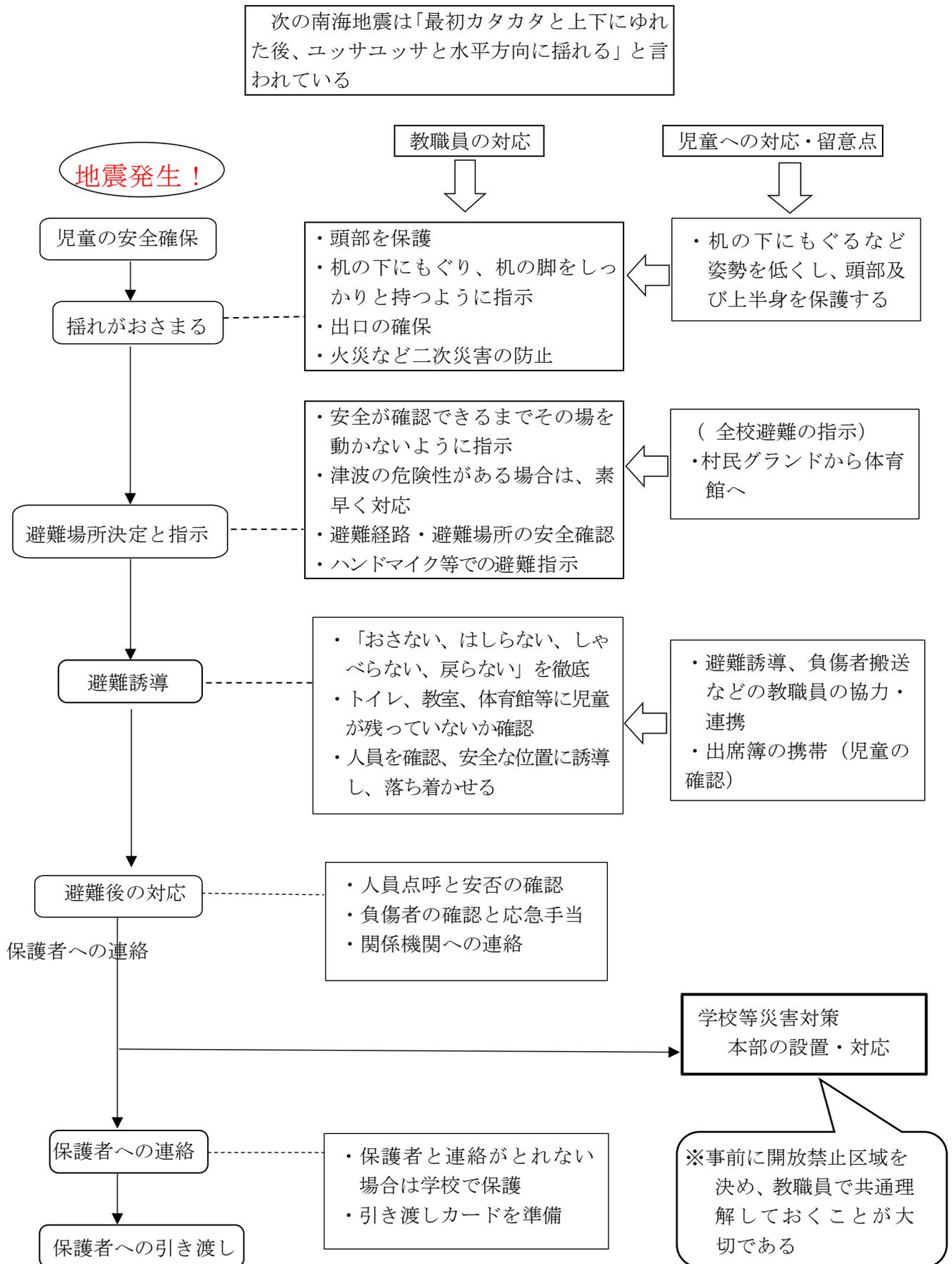
※ 教職員の連絡網の作成

④教職員の参集体制

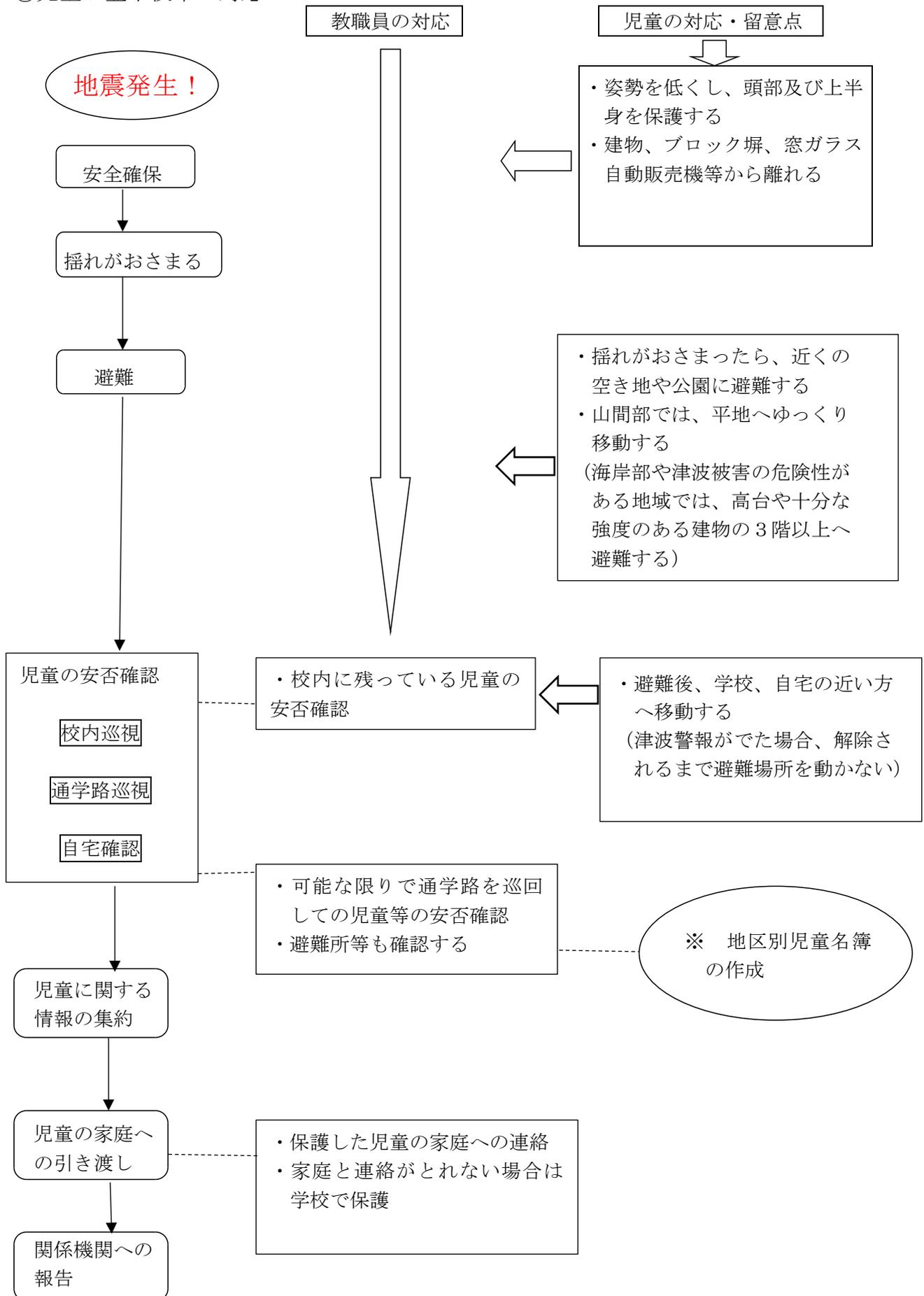
	氏名	居住地	所要時間	学校以外の参集場所
校長				
教頭				
教諭				
講師				
教諭				
教諭				
技師				
養教				
事務				

(4) 地震発生時の対応

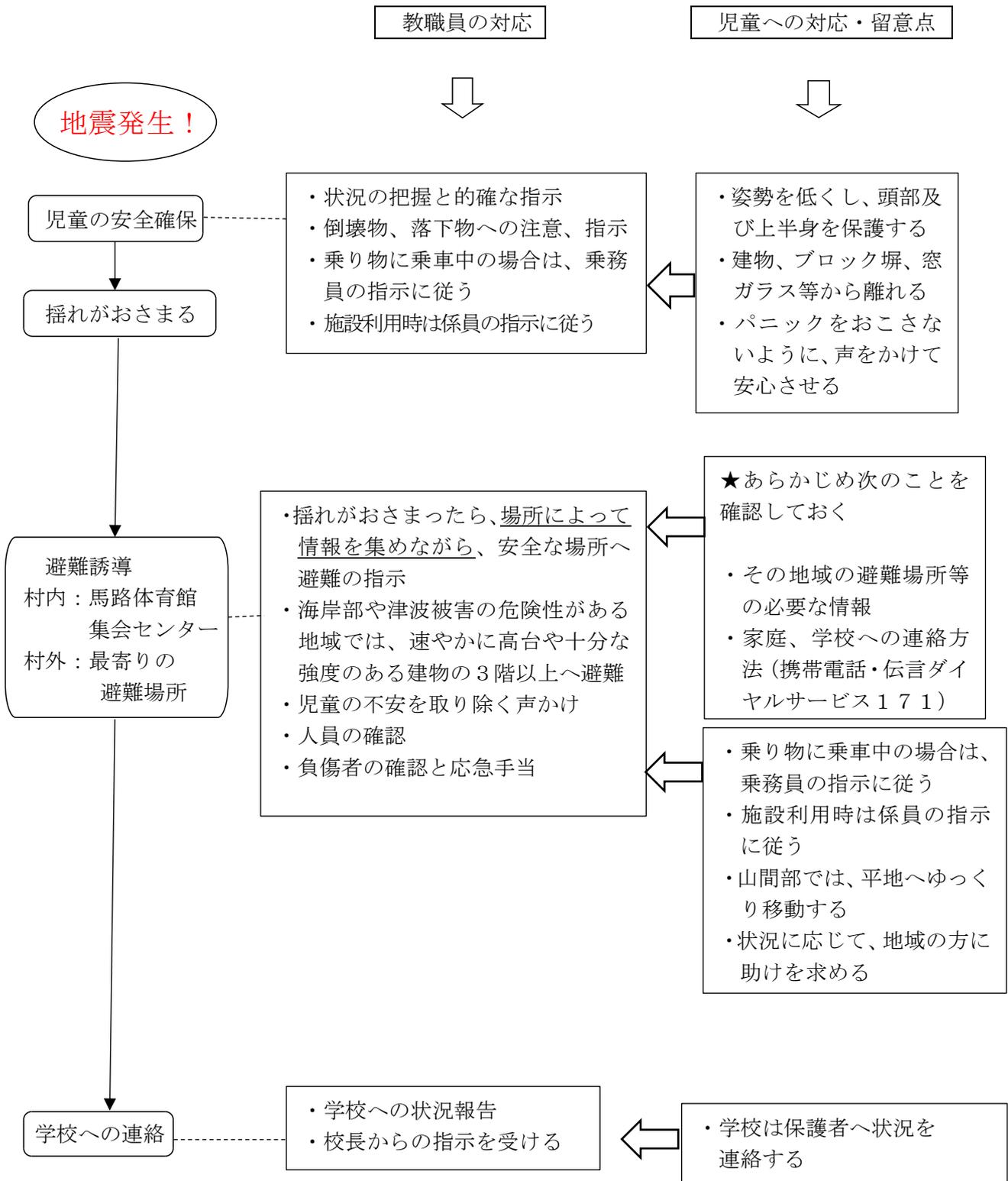
①児童が在校中の対応



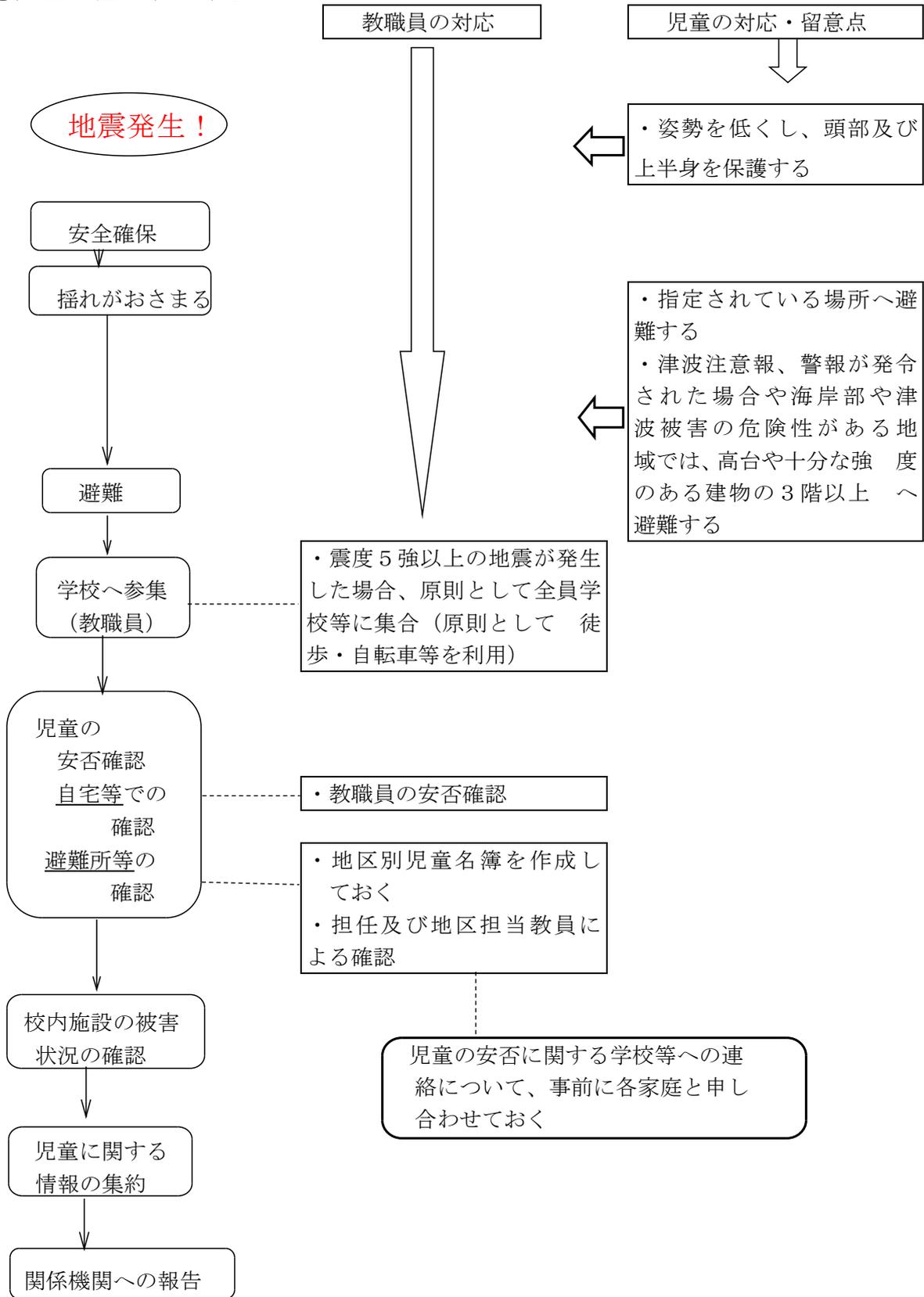
②児童が登下校中の対応



③校外での活動中の対応



④児童が在宅中の対応



【各地区の避難場所及び避難所一覧】

場所番号	場 所 名	所 在 地	利用地区名	避 難 道 路 系 統
①	馬路小・中学校、体育館 村民運動場	大字馬路 497	馬路地区全域 (朝日出、日浦、影、 相名、東川、中ノ川、 河平)	朝日出→村道朝日出支線第1号線→県道安田東洋線→避① 日浦→村道日浦上線・村道日浦中央線→日浦中央橋線 影→村道五味有ノ木線→避② 相名→村道相名線・長瀬北路線→日浦中央線外 東川→県道安田東洋線 中ノ川→村道中ノ川線 河平→林道宿の谷線
②	馬路村就業改善センター	大字馬路 443		
③	朝日出地区会館	大字馬路 110-4	朝日出	朝日出→村道朝日出支線第1号線・3号線→避③
④	日浦地区会館	大字馬路 3787-1	日浦	日浦→村道日浦上線・村道日浦中央線→避④
⑤	馬路村コミュニティセンター	大字馬路 3564-1	日浦 影 (カヂヤ、平野) 相名地区 (八川、上坪、土川、 下田、浦木)	日浦→村道日浦上線外 カヂヤ→ 平野→ 八川、上坪→村道相名線→村道平野線→村道日浦中央線→避⑤ 土川→村道安田川線 下田、浦木→村道長瀬北路線
⑥	相名地区会館	大字馬路 3190-1	相名 (八川、上坪、土川、 浦木)	八川、上坪→村道相名線 土川→村道安田川線 浦木→村道長瀬北路線→避⑥
⑦	東川地区会館	大字馬路 1514	東川 中ノ川 河平	東川→県道安田東洋線→村道西浦木線→避⑦ 中ノ川→村道中ノ川線 河平→林道宿の谷線
⑧	中ノ川地区会館	大字馬路 1620-1	中ノ川 河平	中ノ川→村道中ノ川線→避⑧ 河平→林道宿の谷線
⑨	馬路村農協 ゆずの森	大字馬路 3925-1	朝日出 日浦	朝日出→村道朝日出支線第1号線→県道安田東洋線→村道日浦上線 日浦→村道日浦上線外→村道日浦中央線→避難⑨
⑩	魚梁瀬小・中学校、 体育館、運動場	大字魚梁瀬 10-149	魚梁瀬地区全域 (丸山、明善)	丸山→丸山台地各村道外→村道丸山台地2号線→避⑩
⑪	魚梁瀬多目的施設	大字魚梁瀬 10-11		明善→県道魚梁瀬公園線→村道湖岸通り1号線→避⑪
⑫	魚梁瀬森林公園	大字魚梁瀬		→避⑫

(5) 地震発生時における場所別の指示と児童の行動

場所		教職員の指示	児童等の行動
普通教室		「机の下にもぐりなさい」 「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 「頭部を守りなさい」	・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・部屋の中央に集まり、姿勢を低くして頭部及び上半身を保護する
特別教室	理科室	「窓やガラスから離れなさい」 「薬品から離れなさい」 「棚から離れなさい」	・アルコールランプ等の火を消す ・机の下にもぐる等、身の安全を守る ・薬品・実験用品が入っている棚から離れる
	調理室	「火から離れなさい」 ※火・湯・薬品等の危険な物から離れる。	・食器等が入っている棚から離れる
	音楽室	「ピアノから離れなさい」 「大きな学期から離れなさい」	・ピアノなど大きな楽器や機械などから離れる
	コンピューター室	「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 「頭部を守りなさい」	・ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する
	図書室等	「姿勢を低くして、机の脚をつかみなさい」 「頭部を守りなさい」 「本棚から離れなさい」 ※教室の状況に応じて具体的に指示する	・本棚から離れる
体育館		「体育器具や窓ガラスから離れて中央に集まりなさい」 「落下物に気をつけなさい」	・天井からの落下物や、体育器具の転倒等に注意して体育館の中央部分に集まる
運動場・校庭		「校舎、フェンスや遊具などから離れて体を低くしなさい」 「運動場の中央に集まりなさい」	・窓ガラスの飛散や外壁の倒壊、フェンス等の転倒に注意する ・中央に集まり体を低くする
プール		「プールの端に移動し、ふちをつかみなさい」	・揺れがおさまったら速やかにプールから出て、安全な場所に避難する
廊下・階段		「しゃがんで頭を守りなさい」 「教室に入りなさい」	・近くの教室に入り、机の下にもぐる ・壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等落下物から身を守る

教職員の対応における留意事項

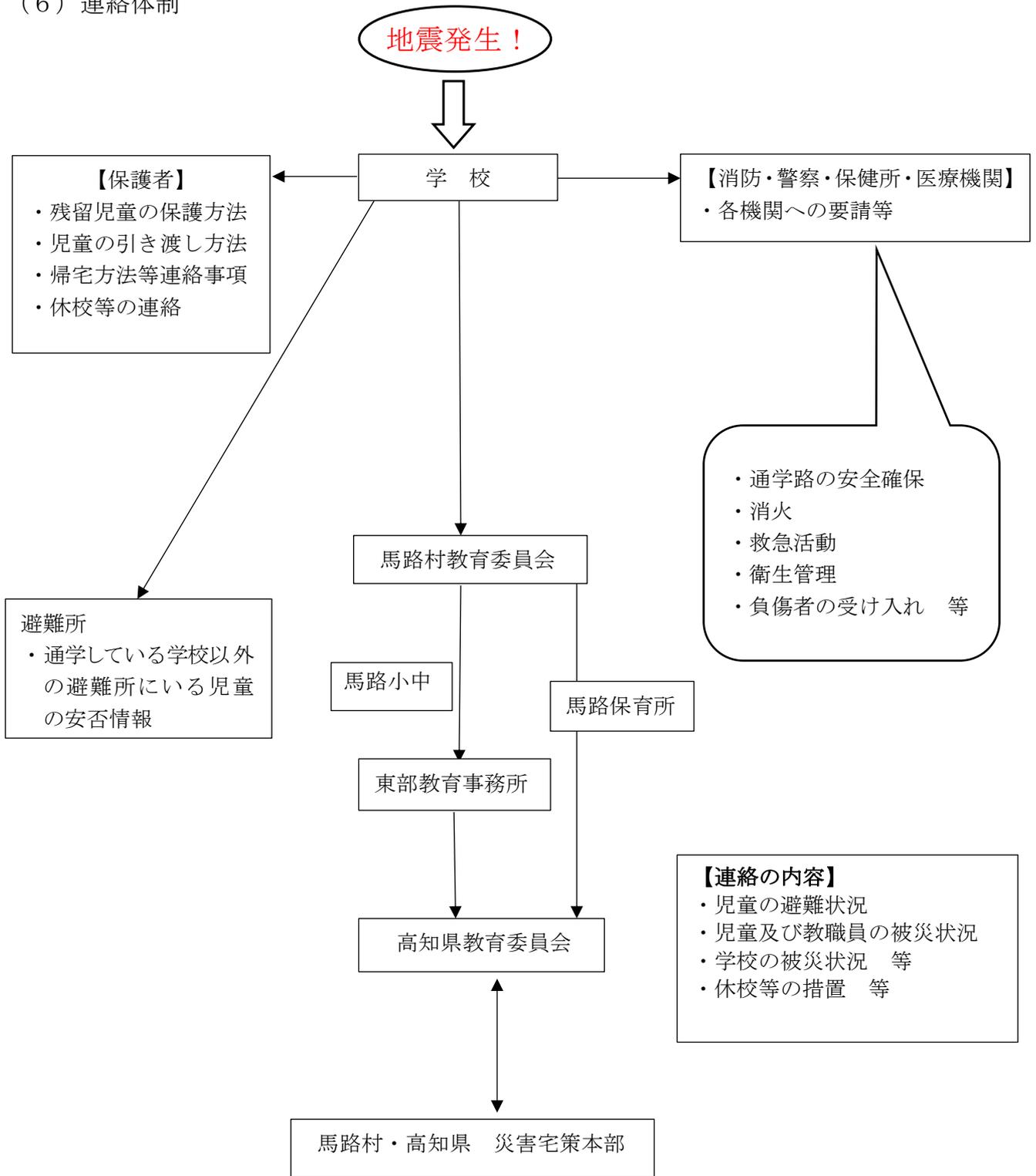
- ・的確な指示
- ・周囲の安全確認
- ・児童等の人員確認
- ・児童等に声かけ等での不安の除去
- ・余震、二次災害への対応

教職員と児童等が離れている場合の対応

(休み時間・掃除中等)

- ・分散して、校舎内を巡回し児童等の安全を確保する
- ・児童等の人員を確認する
- ・本部の避難指示を受け、必要に応じて児童等をより安全な場所へ誘導する
- ・負傷者がいる場合は、応急手当をする

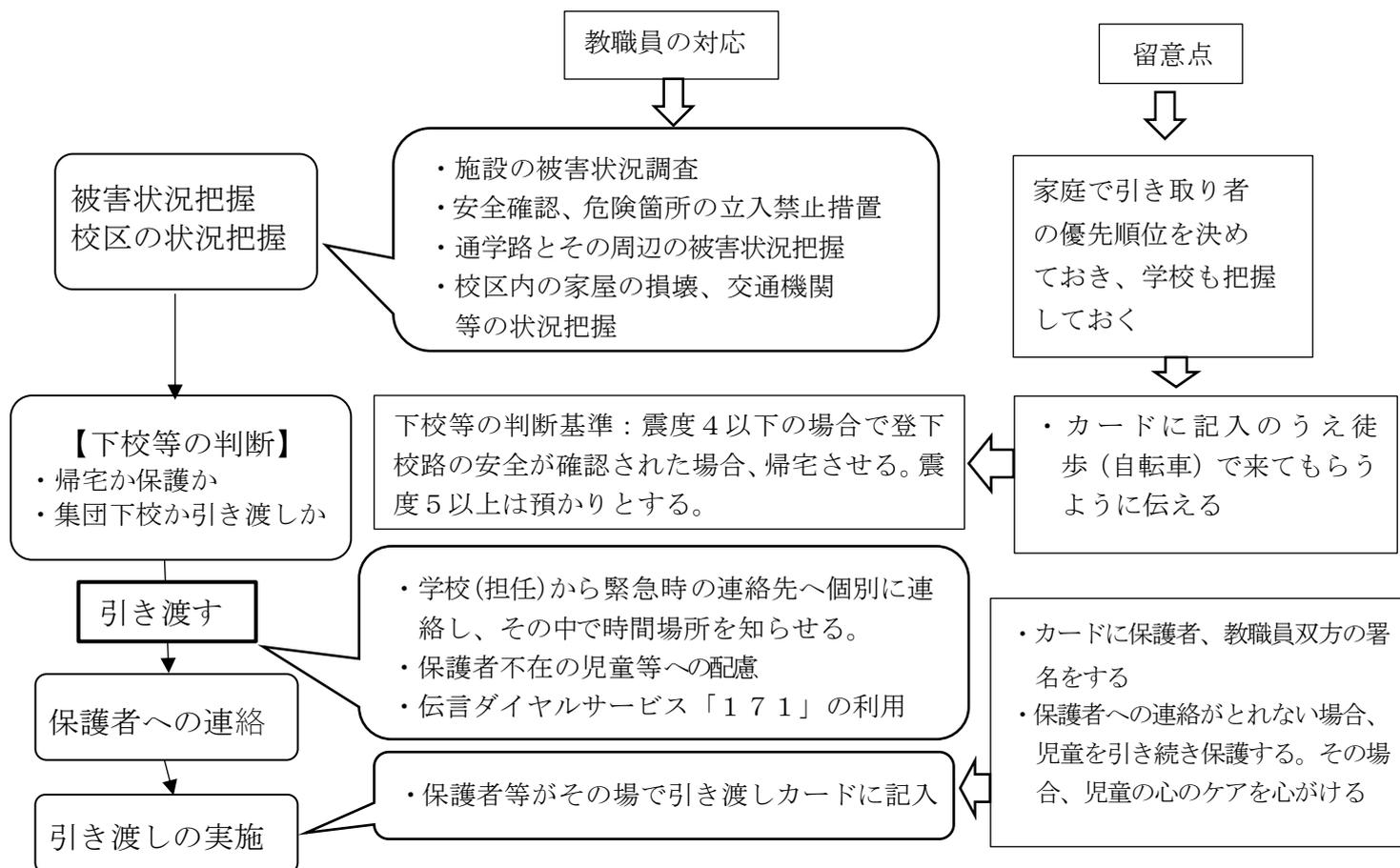
(6) 連絡体制



児童の安否確認・負傷者の有無・施設や設備の被災状況等を把握し、保護者や関係機関に連絡（電話等がつながり難い状況を想定し、防災無線等複数の連絡方法を考えておく必要がある）

(7) 児童の保護者への引き渡し

- 緊急時に児童の引き渡しを円滑に行うため、学校の実態に即した引き渡しの方法を、保護者・教職員に周知することが大切である。



- 児童は、村民グラウンドに学年ごとに集合した後、地区ごとに並ぶ。保護者は指定の場所で待機する。
- ハンドマイク等の指示で引き渡し開始
 - 学級担任に名前を告げて、引き渡しカードに記入してもらう。
 - 兄弟姉妹がいる場合は、低学年の児童から引き取る。
 - 負傷した児童については、養護教諭（本部）に直接確認して引き取り、学級担任に報告して下校する。
 - 児童が不明な場合は、本部にて指示を受ける。

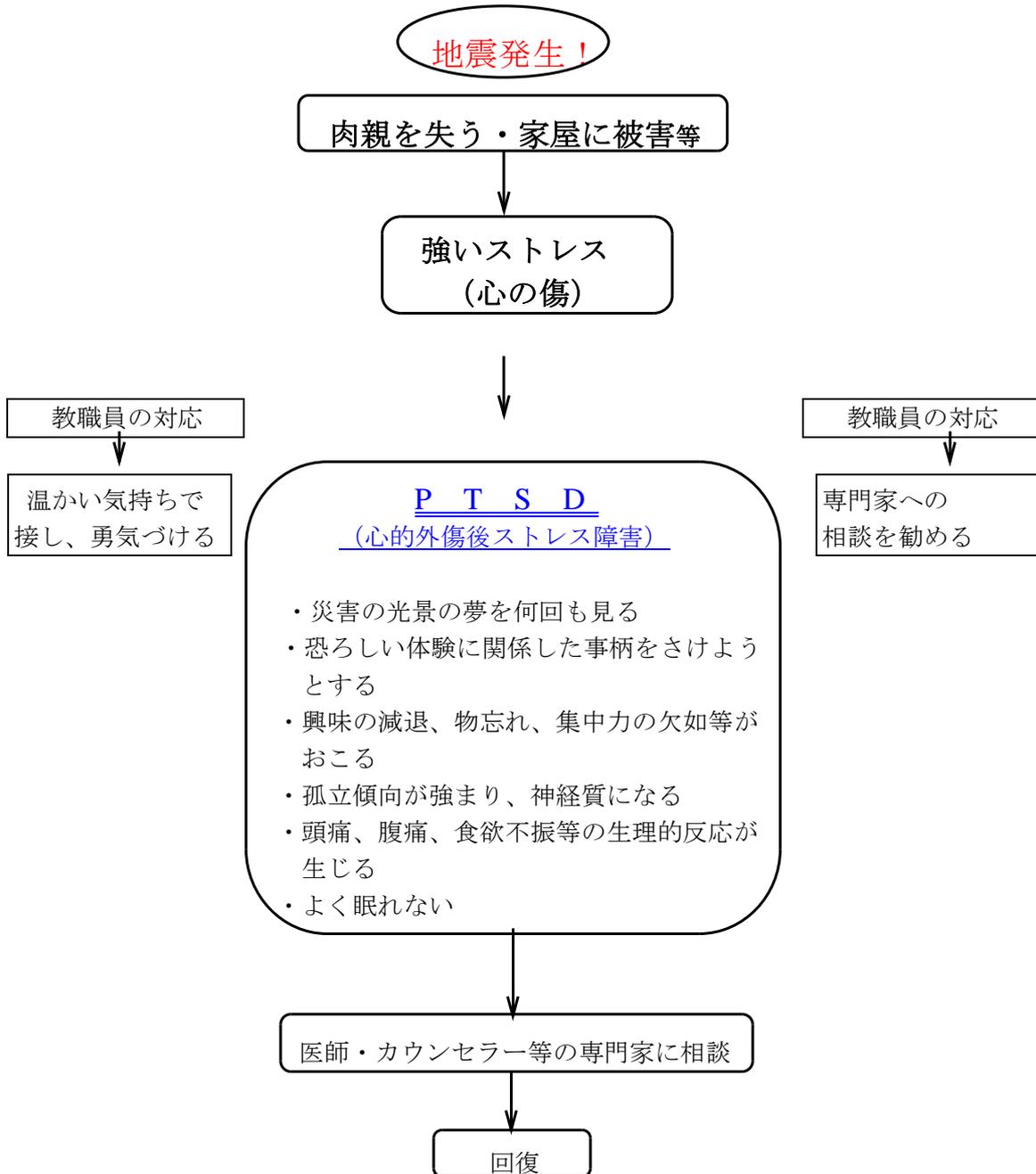
緊急時児童・生徒引き渡しカード

学年	氏名		
引渡日時	月	日	時 分
引取者	児童・生徒との関係		
避難場所	自宅・学校・その他		
連絡先①	TEL	氏名	
		続柄	
連絡先②	TEL	氏名	
		続柄	
連絡先③	TEL	氏名	
		続柄	
特記事項			
立会教職員名			

(8) 児童の心のケアについて ①

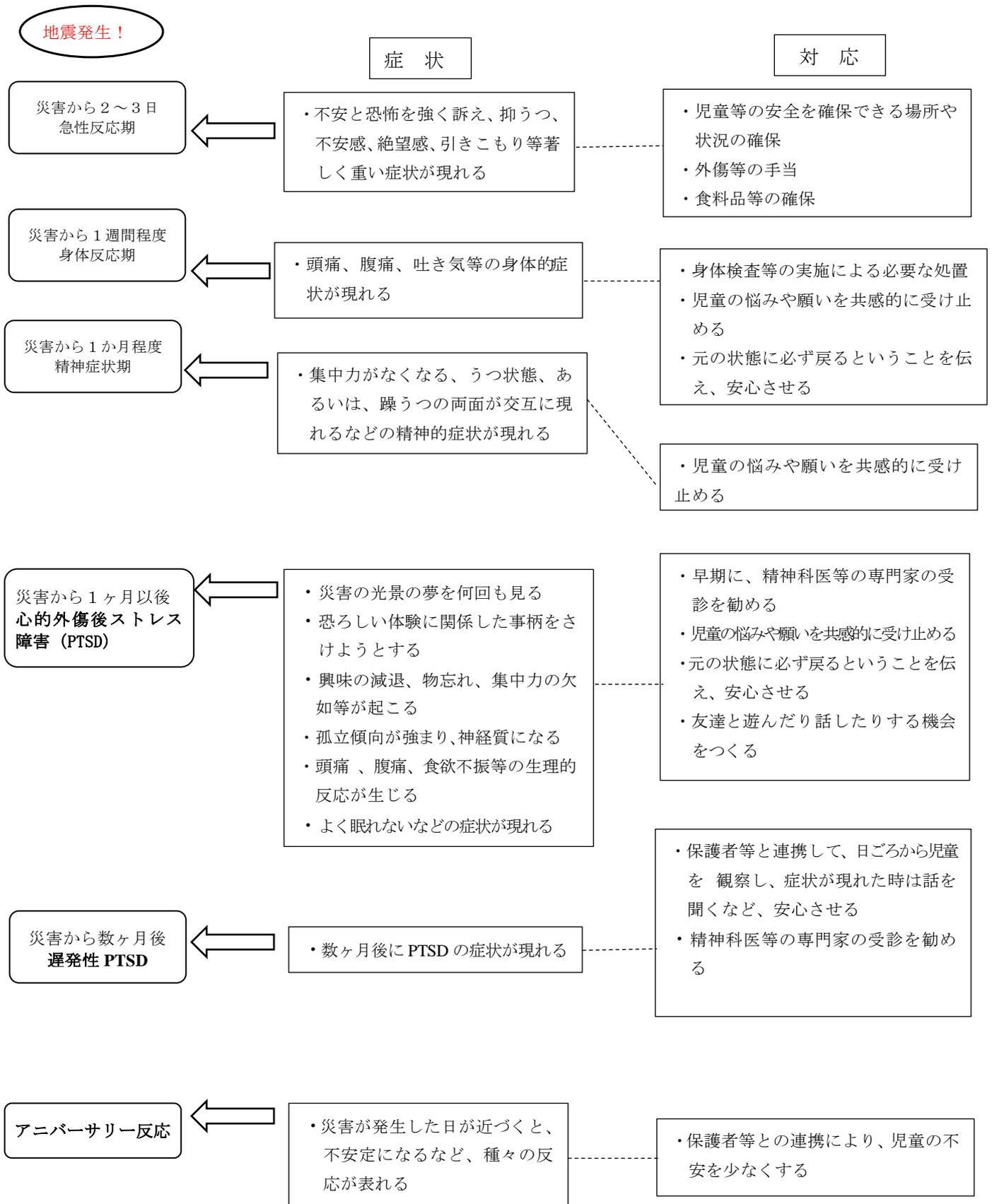
大災害や事故等で、肉親を失ったり家屋に被害を受けたりすると、児童によっては、表面的には普通と変わりなく見えるが、心の奥深いところには、心的外傷の問題としてダメージが大きく残り、このことがその後の社会生活をしていくうえで心に様々な影響を及ぼすことがある。

このため、児童の心の傷を癒すには、専門的な視点からの継続的、長期的な心のケアが必要となる。

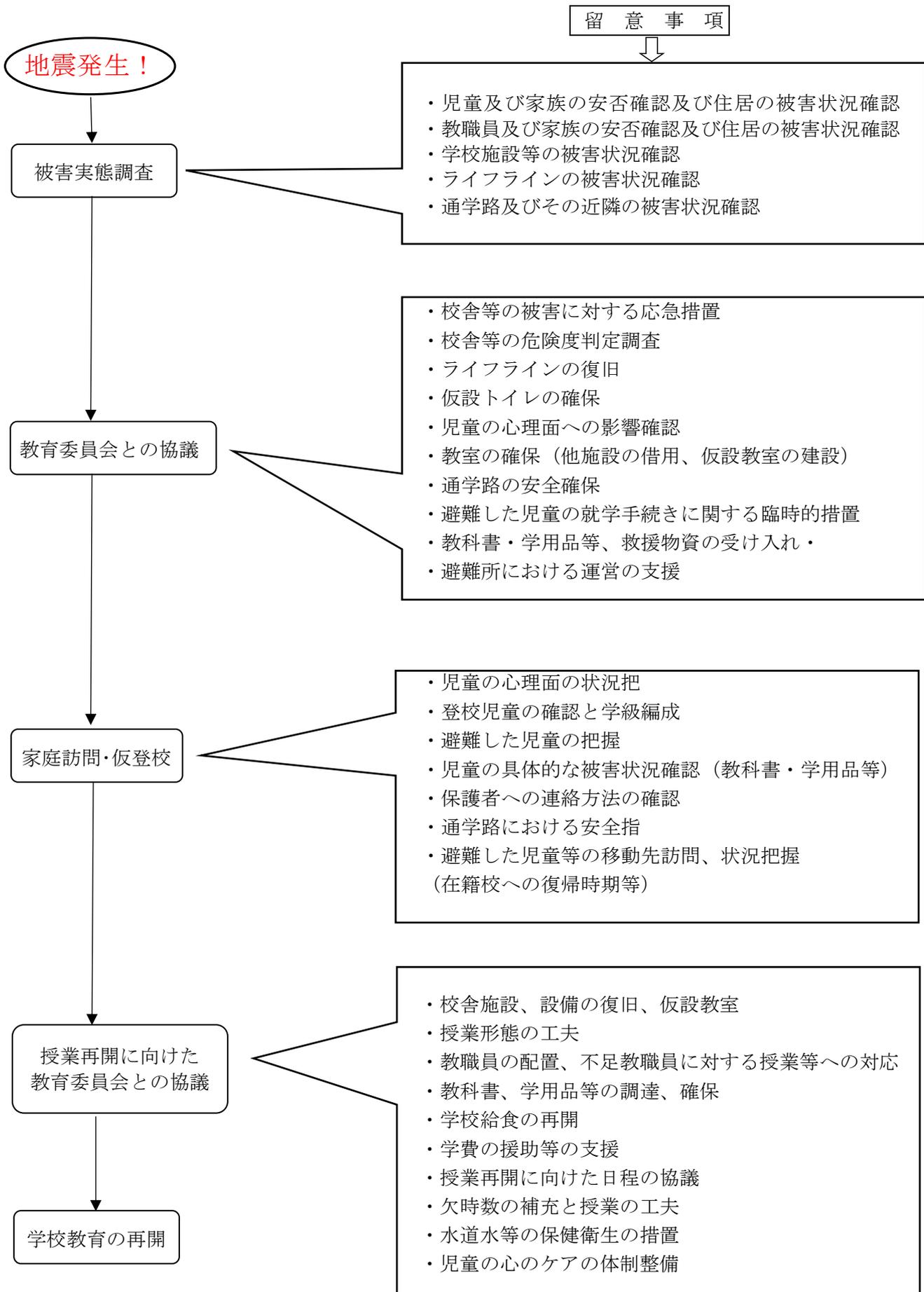


児童の心のケアについて ②

災害後、児童に現れる可能性のある症状とその対応



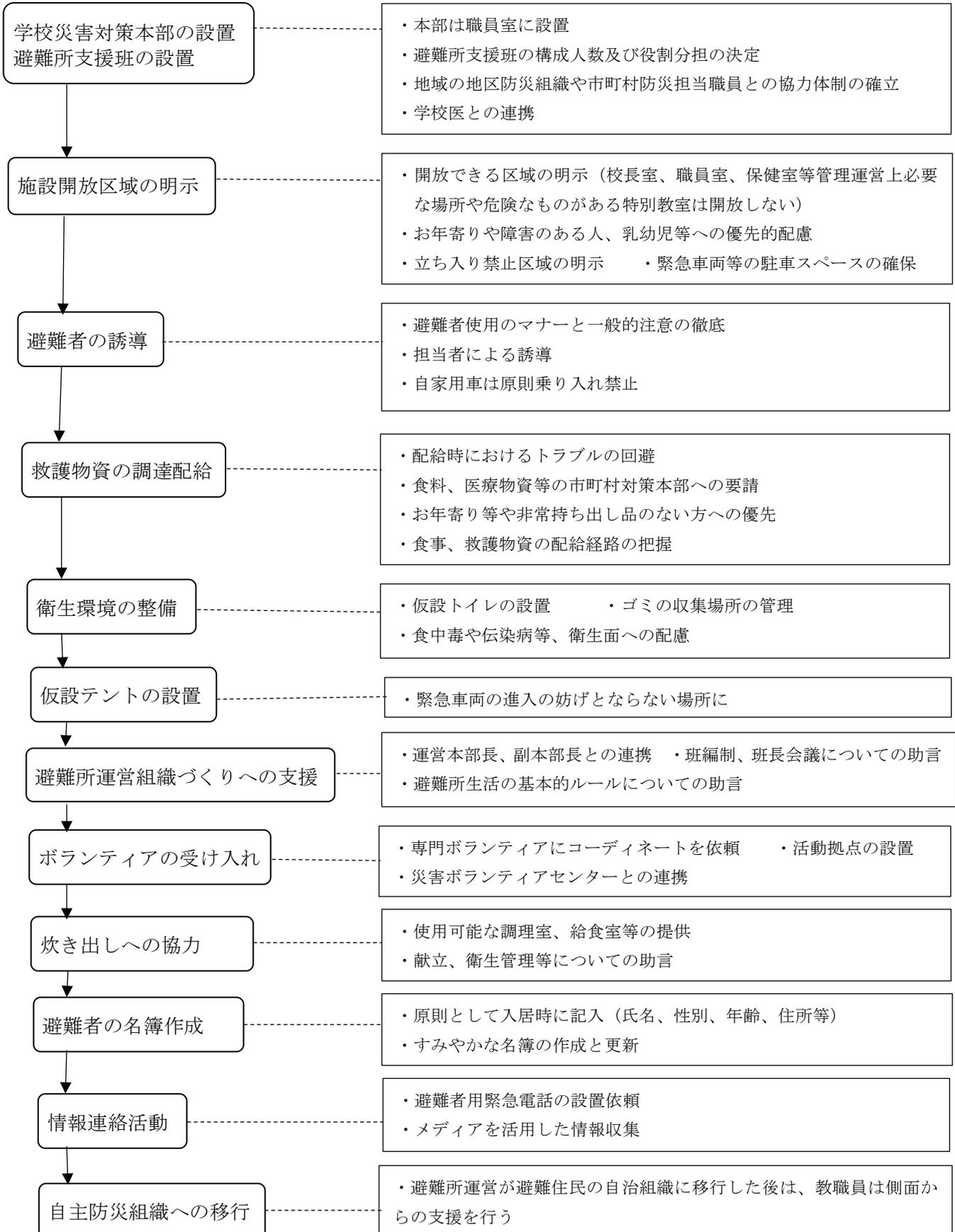
(9) 学校再開に向けた対応



(10) 避難所としての学校の対応

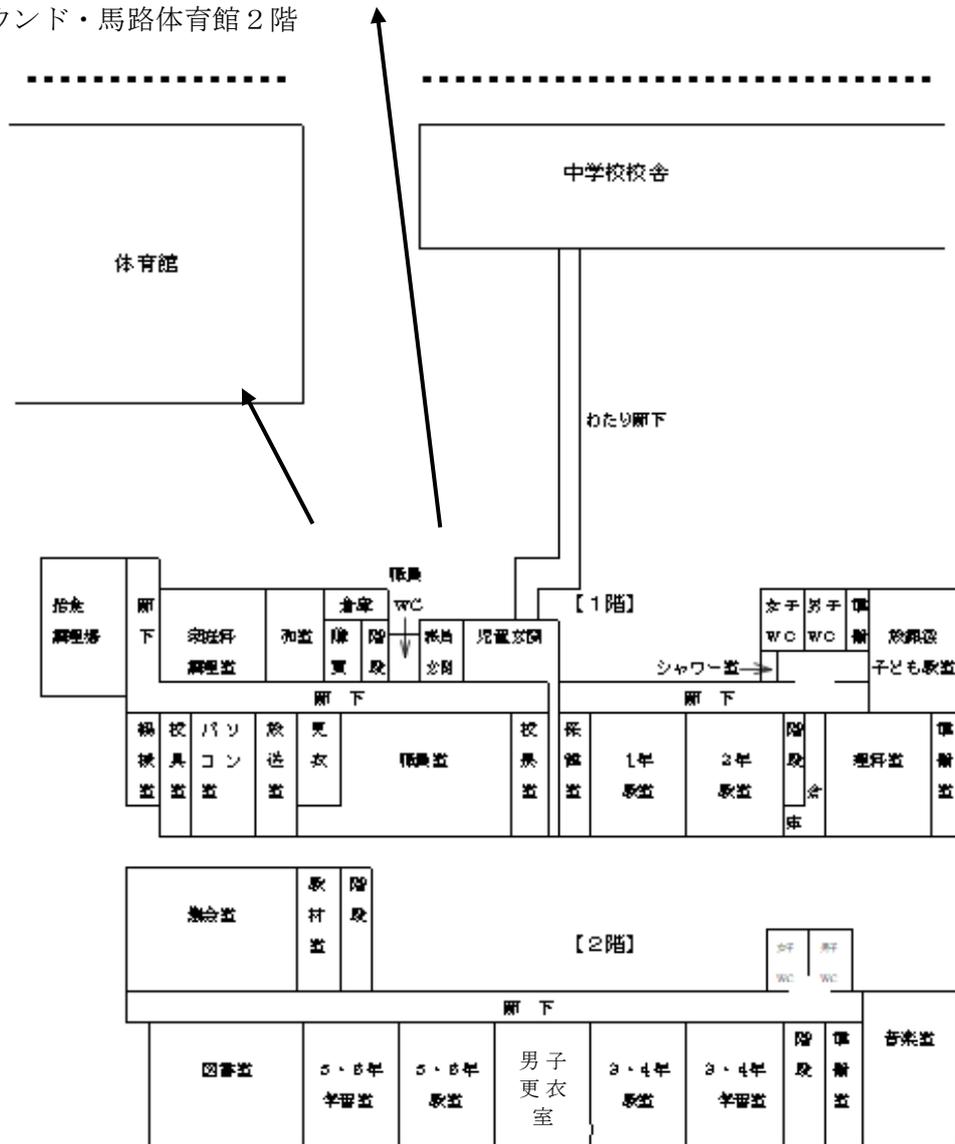
地震発生!

留意事項



(1 1) 地震発生時の避難場所、避難経路

①村民グラウンド・馬路体育館2階



②集会センター「うまなび」

村道及び県道の安全確認をした後、集会センターへ徒歩で避難する。所要時間は10分程度である。



○台風への対応

1. 基本的な考え方

馬路小・中学校区は、児童の家から学校までの通学距離が比較的近く、児童の送り迎え等臨時的対応をしなければいけない時、保護者の対応が期待できることから、やむをえない場合を除いて臨時休校はとらないように努めている。

2. 台風の進路上の時（上陸のおそれのある時）

（1）前日

＜児童への確認事項＞

- ①児童が下校するまでに、明日の連絡体制を確認する。
- ②登校時の安全指導を行う。
 - ・通学路の危険箇所等の諸注意をする。
 - ・自転車通学の子どもはなるべく保護者等の送り迎えで登下校するように指導する。

＜明日の学習準備＞

- ①自習用プリントの準備をする。
（県道安田川線が土砂崩れ等により通行止めになり教職員の出勤が遅れるか、できない場合を想定して、時間割分の自習プリントを用意しておく。）
*状況に応じて管理職は、馬路に宿泊する。

（2）当日

◇判断

- ・前日に判断できなくて、当日に判断する場合は、午前6時30分に行う。

◇連絡

- ・教職員へは、4月当初作成した緊急連絡網を使って連絡を取り合う。
- ・各家庭へは、学級担任が連絡をする。（下学年からの家庭数）

（3）その他

◇学校施設の管理

- ・校舎の戸締まりの確認をする。
- ・風で飛ばされそうな物の収納をする。

◇情報収集

- ・土砂崩れや通行止めの確認（馬路村役場 44-2111）

○雷への対応

雷注意報が発表され、音「ゴロゴロ」が聞こえたら、屋外での活動を中止し、児童を安全な場所に避難させる。再開するには最後の音「ゴロゴロ」があり、20分以上聞こえなくなってから始める。ただし、雷警報が発表されれば、音に関係なく中止する。指導者は常時天候を確認し、安全確保・安全管理に心がける。

【マスコミ対応マニュアル】

1. どんな時に「マスコミ」が来るのか。
 - (1) 事件・事故発生時 ～ 消防・警察とともに一斉に動く ～
 - (2) 内部告発 ～ 1メディアからの取材申し込み ～ 広がる ～
2. 緊急時に求められること < 情報開示と説明責任 >
 - (1) 予想できる事件だったか。
 - (2) 前兆を見逃していなかったか。
 - (3) 予防策は立てていたか。
 - (4) 事件発生後、被害拡大の予防策はとったか。
↓
< 危機管理のための体制を構築していたか。 >
3. 緊急時のマスコミの関心事
 - (1) 事実として何が起こったのか。
 - (2) 発生後どのように経過し、現在はどうなっているのか。
 - (3) なぜ起きたのか。
 - (4) 過去に類似事件はあったか。
 - (5) この事態をどう思っているのか。
 - (6) 関係者は誰で、責任者は誰か。
 - (7) 児童のサインを見逃していなかったか。
 - (8) 児童の人間関係をどれくらい把握していたか。
 - (9) 知らなければ責任を逃れられると思っているのか。
 - (10) 社会的責任はどう取るつもりなのか。
 - (11) 今後、具体的な対策をどうとるのか。
4. マスコミと現場でおきやすい混乱・トラブル
 - (1) 事実確認ができないうちに、電話取材が殺到する混乱
 - (2) 現場にマスコミが先着し、こちらの対応が遅れる混乱
 - (3) 現場での取材や撮影をめぐっての混乱
 - (4) 求められる資料や情報が整わないための混乱
 - (5) 記者会見の設定をめぐっての混乱
 - (6) 会見場の狭さから生じる混乱
 - (7) 記者会見の打ち切り時間をめぐっての混乱
5. 記者への配付資料
 - (1) ポジションペーパー
○ある事件が起きた場合に、問題の経過や事実関係、対応方針、主張などを客観的に示す文書。
 - ・目的：言葉による誤解を防ぐ。説明責任を果たす。
 - ・配布先：マスコミ、PTA、教育委員会、地域関係者等
 - ・作成形式：①事実 ②経過 ③原因 ④対策 ⑤結果の5つを記載する。
(注) 経過は、時系列で分かるようにする。
 - (2) 学校教育方針 (3) 学級指導方針 (4) 生徒指導体制の文書
 - (5) 防犯・安全指導関係の文書 (6) 緊急時の指導体制の文書 (7) 学校要覧 等
6. 発表者の手元資料
 - (1) ポジションペーパー
 - (2) 謝罪の言葉を頭の中に
 - (3) 数字関連のデータ 等

7. 緊急記者会見の準備

(1) 会場：会場は自分たちでコントロールできる場所にする。

◎ドアが2つある場所 ◎受付は会場の外 ◎記録用カメラの設置

(2) 報道資料を準備する

(3) 記者会見の流れ

(記者は椅子に座って待機)

- ①学校関係者の入場
- ②被害者への追悼、お見舞いと事故の概要
- ③経過と現状の報告
- ④原因について
- ⑤現時点での対策、再発防止に向けての対策
- ⑥見解（説明責任、謝罪、決意等）
- ⑦質疑応答（発表時間と同じ時間を配分）
- ⑧今後の情報提供、マスコミ関係者へのお願い事項

(4) 役割分担

①発表者：（校長、教頭、担任、生徒指導主事 等）

＜説明責任を果たすために＞ Who（誰が）

◎事実の説明（5W1Hをはっきりと） What（何を）

◎経過と現状（現状説明） When（いつ）

◎原因（原因究明表明） Where（どこで）

◎対策（再発防止表明） Why（なぜ・どんな目的で）

◎結論・見解（謝罪表明、責任表明） How（どうやって）、How Much（いくらで）

☆自分の言葉で語る

☆記者のペースにはまらず、主導権を握り続ける。

☆メラレービンの法則を忘れない。＜話し手が聞き手に与える印象は何で決まるか＞

◎顔の表情や態度（表情、しぐさ、雰囲気、見た目）＝視覚情報＝55%

◎周辺言語（声の質、抑揚、テンポ、大きさ）＝視覚情報＝38%

◎話の内容＝伝達情報＝7%

☆言い逃れや逃げの姿勢を絶対に見せない。

☆簡潔に結論を先に話し、その後に理由や背景を説明する。

☆記者と議論をしない。

☆謝るべきことは素直に謝る。

②司会者

☆会場を仕切る意識を持つ。

☆記者に媒体名と記者名を名乗らせる。

☆記者の質問の順番を決める。

☆発表者をフォローする。

☆会見時間に制限がある場合には理由をきちんと述べる。

☆継続的に情報提供をして誠意を見せる。

☆終了予告のアナウンスをする。

☆次回の会見時間のアナウンスをする。

学校事故で問われる法的責任

学校事故の法的責任には、<①民事上の責任、②刑事上の責任、③行政上の責任>の三つがある。

①民事上の責任

事故によって生じた損害について被害児童生徒やその保護者に対し賠償する責任。（通常、治療費や慰謝料等が損害賠償の対象となる。）公立学校の事故に適用されるのは「国家賠償法」である。国家賠償法第一条「国又は公共団体の公権の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任じる」と規定してある。つまり、賠償責任が問われるのは、「公権力の行使にあたる公務員」の不法行為についてである。教師の教育活動も「公権力の行使」なのだ。学校には、「とるべき安全保持義務」がある。

安全保持義務を十分尽くしてもなお事故が起きたときは、不可抗力だから自己の責任は問われない。しかし、とるべき安全保持義務を欠いて事故が起きたときは、過失責任が問われる。

例) サッカーの試合で、生徒が落雷に遭い、両目失明と下半身不随の障害を受ける事故が起きた。<最高裁判決>「引率兼監督に、落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務違反がある。とし、学校の設置者に損害賠償を命じた。ただし、教師に故意や重大な過失がある場合、設置者はいったん支払った上で、教員に求償をすることがあり得る。

②刑事上の責任

「業務過失致死傷罪（刑法211条）」＝「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁固又は百万円以下の罰金に処する」

例) 体罰による事故＝「傷害罪（刑法104条）」、「暴行罪（208条）」も適用となる。

③行政上の責任

公務員法の責任追及である。教師の職務上の義務違反に原因がある場合。

例) 地方公務員法（29条）「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」
職務遂行上の義務違反や職務怠慢があるときは、地方公務員法上の服務義務違反として懲戒処分の対象となる。

不祥事の事例＝「法令遵守」コンプライアンス・・・「危機管理」リスクマネジメント

【服務上の問題】

交通違反、贈収賄、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、秘密漏洩、違法な兼業、政治的行為など

【教育指導上の問題】

指導要領違反、教科書不使用、偏向教材使用、内申書偽造、人権侵害、国歌指導拒否、著作権侵害、学校事故など

【生徒指導上の問題】

体罰、不当な懲戒、不当な尋問、個人情報漏洩、いじめの不適切対応など

<要注意>もしも交通事故の加害者になってしまったら

誰でも交通事故を起こすと気が動転し、パニック状態になってしまう。ケガをしている時は、警察や消防署に通報する余裕すらないかもしれない。まずは動ける人がケガ人の救護を最優先することが大事である。

1. 負傷者の救護義務

「救護」とは、救急車の出動要請、止血などの応急処置などである。

この救護義務を果たさないと交通法違反にとどまらず、保護責任遺棄罪になってしまう場合もある。

2. 危険防止の措置

交通事故の現場は、警察官が来るまでそのままにしておくことが原則である。しかし、交通量の多い道路では、危険防止のための非常停止板を設置し、発煙筒をたく、場合によっては自動車を道路脇に寄せることも必要になってくる。この場合、後になって争わないように、自動車の停止位置を確認しておくことが大事である。

3. 警察への届出

加害者は、道交法によって警察へ交通事故の報告義務があります。

報告内容－①交通事故発生日時 ②場所 ③死傷者の数と負傷の程度 ④事故に対して行った措置 等を伝える。

<無届けの場合：交通事故証明書がとれないばかりか、保険金の請求も困難になります>

4. 目撃者の証言を求める

目撃者がいたら、後日の証言のために住所・氏名・電話番号などを聞いておく。

5. 相手の身元を確認する

事故の相手の住所・氏名・電話番号・勤務先（会社名・電話番号）を必ず聞いておく。また、車の持ち主の登録番号、自動車保険の内容や会社名も確認しておく。

6. 健康保険組合に連絡する

7. 病院で診断を受けた診断書を交付してもらう

<加害者の責任>

- ◎ 刑事上の責任－被害者が負傷あるいは死亡した場合には、運転者は刑法上「業務過失傷害罪」ないし、「業務上過失致死罪」の責任を問われる。
- ◎ 民事上の責任－被害者に対し、その被害を補償しなければならない損害賠償責任が発生する。自賠責保険や任意保険の対象となる部分である。
- ◎ 行政上の責任－運転免許証の取り消しや停止の行政処分（違反点数の加算）がある。
- ◎ 道義的責任－お詫びに行ったり、お見舞いに行ったり、誠意を尽くすといった人として基本的な問題もある。

<減刑嘆願書>

刑事処分をできるだけ軽くしてもらうため有効なのが、被害者に書いてもらう嘆願書である。嘆願書は、「被害者は加害者の行為を恨んでいないので、できるだけ寛大な処分をお願いします。」という内容にする。

<注意すべき、うっかりの一言>

- Q. 自分が悪いと思ったので、相手方に「全部こちらで負担します」「すみません、保険で支払います」と言った場合に、保険会社が全て負担してくれるか？
- A. 「してくれないと思った方がよい」相手方にも過失責任が発生する可能性が少なくともある場合、過失の数字はそのまま賠償金額に跳ね返ってくる。

【公務中における事故防止対策】

学校教育活動中の事故防止に向けて、再度細心の注意をはらい健康で安全な職場づくりを目指す。

1. 【授業中】における事故防止対策

特に、実技、作業、実験等を伴う授業「体育科・家庭科・理科」等の事故等においては、

- ①準備運動を行う。
- ②教材や道具の使用方法和安全性等を事前に理解、確認しておく。
- ③施設等の安全管理を徹底する。

<※注>○体育の授業時に、靭帯損傷・半月板損傷・ねんざ・アキレス腱損傷・骨折・打撲等が考えられる。

- 家庭科の授業時に、指切断・切り傷・やけど等が考えられる。
- 理科の授業時に、薬品関係の事故、やけど、切り傷等が考えられる。

2. 【学校行事】における事故防止対策

特に、屋外での活動中（遠足、校区ちり拾い、持久走大会等）の事故等においては、

- ①体調（健康）管理を常に心がける。
- ②準備運動を行う。
- ③交通安全を徹底する。
- ④作業できる服装・道具を事前に準備する。

<※注>○交通事故が考えられる。

3. 【作業】

各行事や教育活動上、高所・炎天下等での作業に従事する時の事故等においては、

- ①体調（健康）管理を常に心がける。
- ②複数の教職員で行う。
- ③安全確保を最重要と考え、危険なことは避ける。

<※注>○高所「はしご・脚立」から落ちる等が考えられる。

- 草刈り作業での飛び石等が目にあたる事故が考えられる（マスク着用義務）
- 熱射病・熱中症が考えられる。

4. 【通勤】

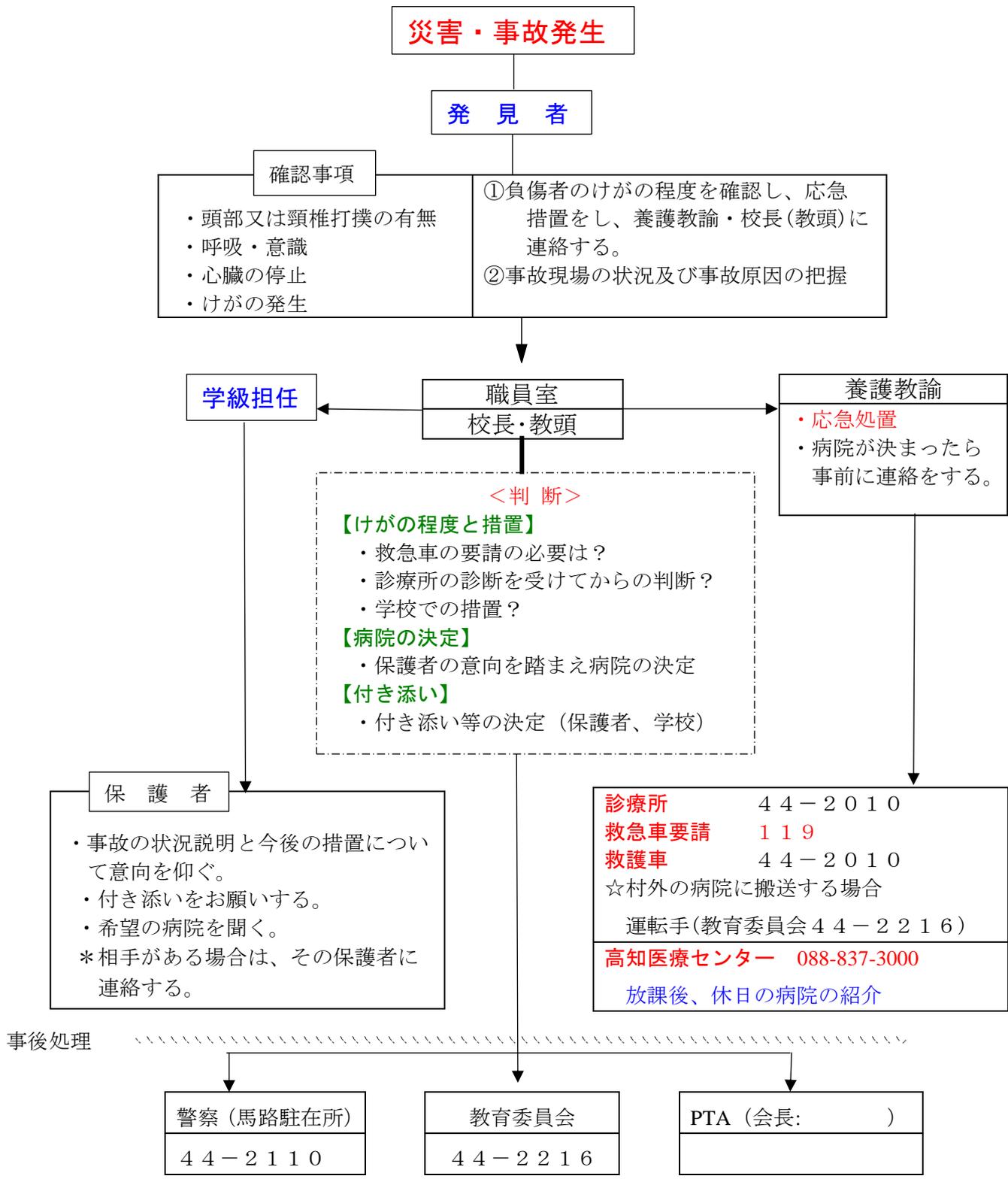
通勤中の事故等においては、

- ①余裕を持って通勤する。
- ②交通ルールを守り、安全な運転を心がける。
- ③車の定期点検及び整備等に細心の注意を払う。

上記の内容が考えられる。特に<※注>の内容は、見聞きした内容及び教職員から出された内容であり、教員一人ひとりが、細心の注意をはらい日々の教育活動中において健康で安全な職場づくりを心がける。

4 傷病者発生時の対応

1. 校内緊急体制（平日）



☆事故発生後、速やかに保護者に連絡し、意向を仰ぐことを原則とする。

☆他児童への指導等、全教職員が協力し、落ち着いた対応を心がける。

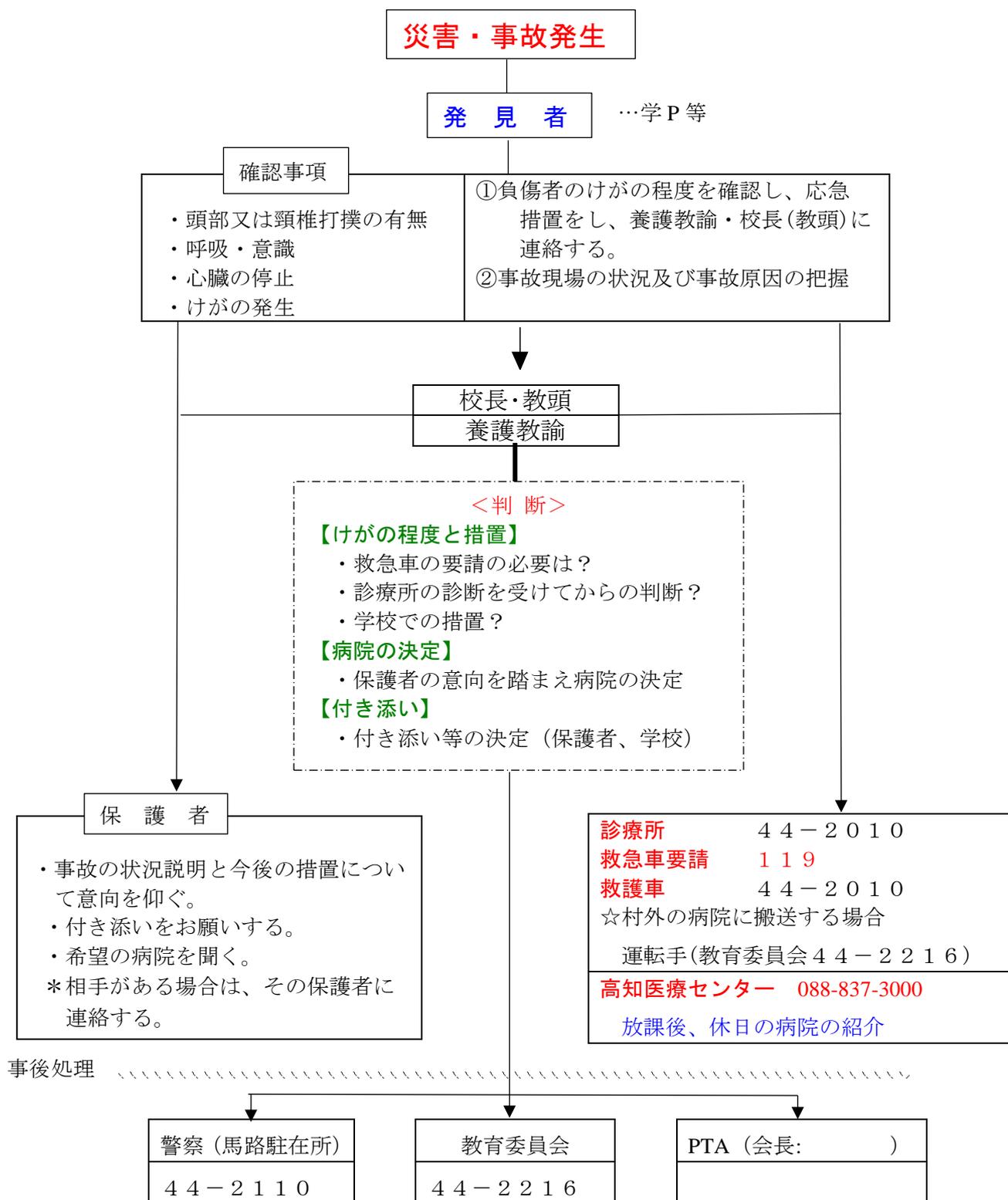
☆担任は、緊急な場合を除いて、翌日職員会で事故の報告をする。

☆重大事故に関わっては、分刻みの正確な情報が必要なので、状況を記録する。

☆マスコミ等外部対応が必要な場合は、校長(教頭)が行う。

☆中学校職員室にAEDを設置している。

2. 校内緊急体制（休日等）



☆事故発生後、速やかに保護者に連絡し、意向を仰ぐことを原則とする。

☆他児童への指導等、全教職員が協力し、落ち着いた対応を心がける。

☆担任は、緊急な場合を除いて、翌日職員会で事故の報告をする。

☆重大事故に関わっては、分刻みの正確な情報が必要なので、状況を記録する。

☆マスコミ等外部対応が必要な場合は、校長(教頭)が行う。

☆中学校職員室にAEDを設置している。

3. 救急車の呼び方と到着までにすること

救急車の呼び方

1. 局番なしの「119」番をダイヤルする。
2. 「私は、馬路小学校の〇〇ですが」
「救急車をお願いします。」とはっきり言う。
3. 学校名 馬路村立馬路小学校
所在地 馬路村502番地
電話 0887-42-1008
当該児童のいる場所（ ）
を伝える。
4. 学校の場所
①国道から安田川沿いの上流、約20kmの所
②馬路村入り口にある馬路村ふるさとセンター
「まかいちよって家」から30m上の分岐を
右に入り、坂道を上がりきった所にある。
※学校の入り口でサイレンを止めてもらう。
5. けが・病人の人数（ ）人
性別（ ）
年齢（ ）才
※事故発生の状態(意識・呼吸・大出血など)
を簡潔に報告する。
6. 救急車到着までの観察事項、処理事項を記録
しておき救急隊員に引き継ぐ。
7. 救急車には事故の状況をよく把握している者
が同乗する。

救急車が来るまでにすること

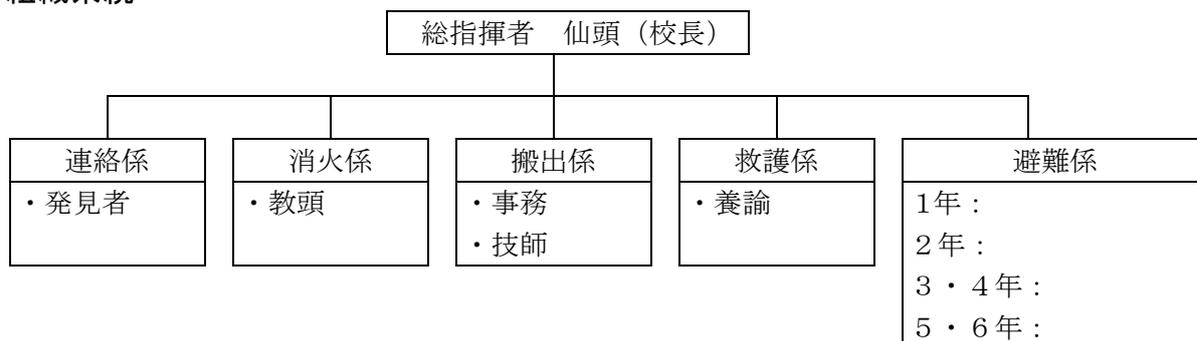
- 【被災者に対して】
1. 必要な手当をする。
 - ・気道確保
 - ・人工呼吸
 - ・心臓マッサージ
 - ・傷の手当て
 - ・保温又は体位をとる
 2. 救急車に連絡した電話をあけておく。
 3. 保護者に連絡する。
 - ・事故発生状況と容態
 - ・希望の病院
 - ・保険証、医療費等の準備など
 4. 記録をとる。
(救急隊員に伝えるため)
 5. 病院に行く準備をする。
- 【同乗者が持参する物】
- ・緊急疾病時連絡カード
 - ・筆記用具、メモ
 - ・携帯電話
 - ・小銭、テレホンカード
6. 外で一人は救急車の誘導にあたる。
- 【他の児童に対して】
7. まわりの児童の指導・管理をする。
 - ・適切な事故の報告
 - ・現場接近の禁止
 - ・その他必要な事項

救急車が到着したら

1. 救急隊員に伝える内容
 - ・事故発生の状況
 - ・患者の容態
 - ・行った応急手当
 - ・持病があればその病名
2. 希望する病院があれば伝える

5 馬路小学校防災組織（災害時）

1. 組織系統



2. 避難場所

- ◆馬路体育館
- ◆集会センター「うまなび」

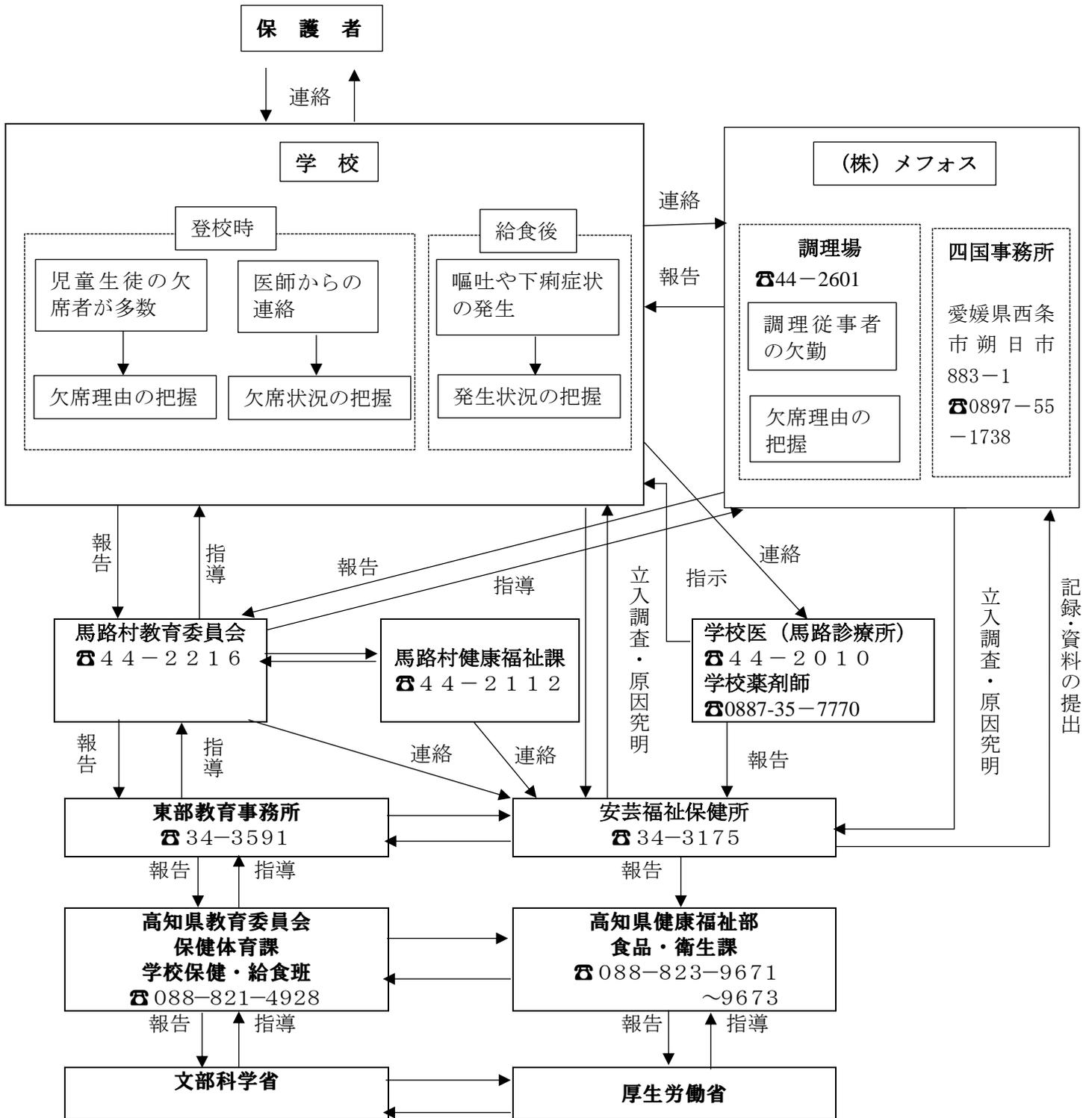
3. 連絡

- ◆校内放送……………消防屯所 ☎44-2210
(教頭) 村役場 ☎44-2111

4. 火元責任者

場 所	火元責任者	場 所	火元責任者
集 会 室	5・6年担任	男子更衣室	教頭
2階教材室	教頭	女子更衣室	事務
図 書 室	図書委員会担当	職 員 室	校長
普 通 教 室	各学級担任	校 長 室	校長
3・4年学習室	3・4年担任	保 健 室	養護教諭
5・6年学習室	5・6年担任	理 科 室	理科主任
音 楽 室	音楽主任	理科準備室	理科主任
音楽準備室	音楽主任	図 工 室	図工主任
調 理 室	家庭科主任	児 童 便 所	養護教諭
和 室	家庭科主任	プ ー ル	体育主任
購 買	事務	東 倉 庫	教頭
職 員 便 所	教頭	西 倉 庫	教頭
パソコン室	情報教育主任	体 育 倉 庫	体育主任
放 送 室	放送委員会担当	給食調理室	技師
校 具 室	事務	機 械 室	教頭

6 学校における食中毒発生時の連絡体制

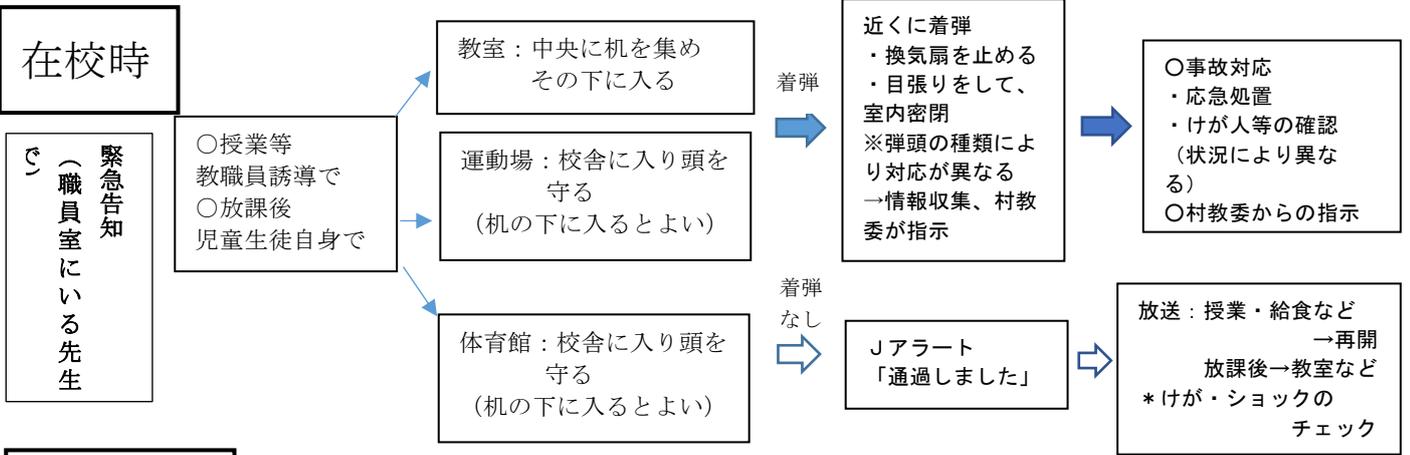


7 「ミサイルへの対応」

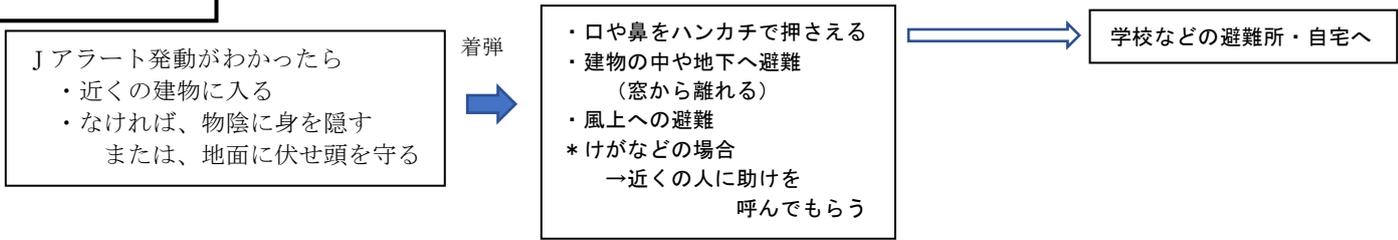
Jアラート

Jアラートが鳴ってからミサイル通過まで、数分間のうちにとるべき行動については下記のような対応をとる。

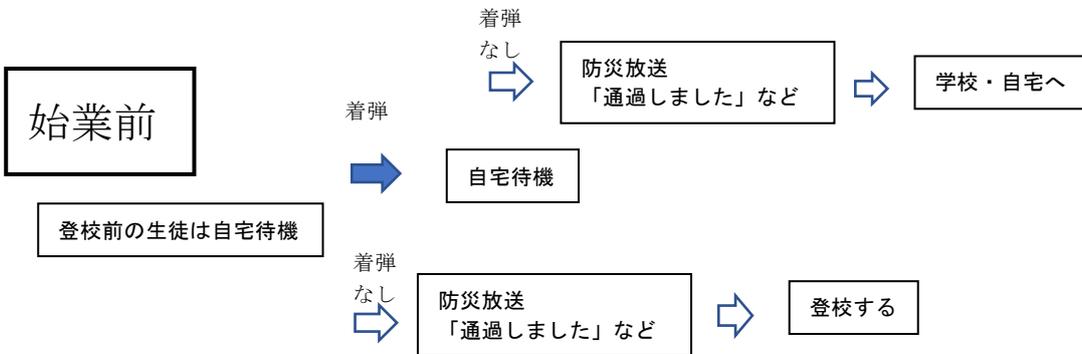
在校時



登下校時



始業前



事前指導

- ・ Jアラートの音を聞かせて、判断できるようにする
- ・ 在校中は校舎内で、(机の下で) 頭を守る
- ・ 登下校時は建物の中や地下に避難し、待機する
- ・ 屋外では物陰に身を隠すか、伏せて頭を守る
- ・ 着弾した場合、ハンカチで口・鼻を押さえる